

教え子を再び戦場に送らないために… 「戦争法案」を阻止しよう！

2015年5月 **職場討議資料**



安倍政権は、昨年7月の閣議決定を具体化するために、既存の10の法律を一括改定する「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の2法案を5月14日に閣議決定、15日に国会上程しました。6月24日までの会期を大幅に延長し、夏までに成立させようとしています。これらの法案は、憲法9条を真っ向から否定し、日本を海外で戦争する国に変える「戦争法制」です。「戦後70年」をあらたな「戦前」にさせないために、そして教え子を二度と再び戦場に送らないために、「平和」や「安全」とは無縁の法案の内容を国民に広く知らせ、圧倒的世論で国会を包囲するとりくみに全力をあげましょう。

この間の安倍政権の動き

政府の判断で憲法9条の解釈改憲をすすめ、
来年にも明文改憲をねらう

【2014年】

- 7月1日 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定
→ 「**集団的自衛権**」の行使を容認

【2015年】

- 2月12日 施政方針演説で「憲法改正に向けた国民的議論」を呼びかける
→ **2016年の参議院選挙後に国会発議・国民投票をねらう**
- 4月27日 「**ガイドライン（日米軍事協力の指針）**」を改定
→ 地理的限定をなくし「地球規模」で、
いかなる段階においても「切れ目のない」日米共同の対応
- 4月29日 米議会で「**この夏までに法案の成立を必ず実現する**」と演説
- 5月15日 国会に「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を提出
→19日 衆議院に**特別委員会（平和安全特別委）**を設置

なぜ「戦争法制」なのか？ 3つの危険

■ キーワードは「存立」と「切れ目のない対応」

昨年7月の閣議決定は、今までの憲法解釈を180度変え、従来「憲法9条の制約があり行使できない」としてきた「集団的自衛権」を行使できるとしました。集団的自衛権とは、攻撃された場合に反撃する「個別的自衛権」とは異なり、自国が攻撃を受けていない場合に武力行使を行うことです。閣議決定は、武力行使の「新3要件」を満たす「存立事態」であれば集団的自衛権を行使できるとしており、戦争法案はこれを法制化するものです。もう一つのねらいは、従来の「平時」「周辺事態」「有事」という区別を取り払い、いかなる事態でも「切れ目なく」自衛隊を派兵できるようにすることです。

これによって、①アメリカの戦争にいつでも参戦できるようになる、②自衛隊の海外派兵が自由に行われいつ戦端が開かれてもおかしくなくなる、③本来、警察権や外交で処理すべきグレーゾーン事態に自衛隊が投入される、こととなります。



▲ポスターを貼り出そう

(1) 「集団的自衛権」行使で戦争に参戦

◆ 武力行使の新3要件とは？

- ① 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合
- ② これを排除し我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

問題点 1

政府答弁「米国は密接な関係にある国に基本的に該当する」「米国に対する武力攻撃は我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃だから、新3要件にあてはまる可能性が高い」

→同盟国アメリカの戦争にはいつでも参戦するということ

問題点 2

政府答弁「ホルムズ海峡の機雷敷設でも新3要件に該当することもある」

→経済的利権（石油輸入など）を理由に武力攻撃するということ

問題点 3

従来の「日本が攻撃を受けた場合」は事実概念だが、「存立事態」は関係概念であり、「明白な危険がある」と政府が認定すれば発動できる。しかも、どのような事実に基づいて認定したかは「秘密保護法」で隠される可能性もある

◆ 「存立事態」の場合はすでに制定されている「有事法制」が発動

「存立事態」で自衛隊がアメリカのために防衛出動（＝相手国にとっては先制攻撃）

→ 相手国が日本を「敵国」と認定し攻撃。原発へのテロ、ゲリラ攻撃の可能性も…

→ 「有事法制」が発動され、陣地構築などのための土地・施設の強制使用、物資の収容、建設業者・輸送業者・医療機関が徴発・徴用の対象に。演習・訓練などで学校・教育の役割も変質

→ 自衛隊と自衛隊員だけが戦争する法制ではなく、社会全体が戦争体制に

(2) 自衛隊が海外で武力行使

◆これまでの海外派兵（PKO法、周辺事態法、イラク特措法など）では…

- ・「非戦闘地域」で活動
- ・武器使用は自衛のため（自己保存型）に限る
- ・活動内容は「後方支援」「人道支援」に限る
→ 自衛隊は海外で1発の銃弾も撃っていない。1人も戦死していない

◆戦争法案では3つの法制で「切れ目なく」自在に派兵

- ①「周辺事態法」の改正 →「重要影響事態法」
 - ・要件：我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼす事態
「周辺」の限定なく、「武力攻撃のおそれ」も削除。国連決議等は不要
 - ・活動：武力行使を行う他国軍部隊の支援。弾薬補給や発進する航空機への給油も
米国だけでなく米国の同盟国軍（豪など）も
 - ・場所：「戦闘現場でない場所」ならOK
- ②「テロ特措法」などを一般化 →「国際平和支援法（海外派兵恒久法）」※新法
 - ・要件：何らかの国連決議があれば派兵
 - ・活動：武力行使を行う他国軍部隊の支援。相手国に制限なし
 - ・場所：「戦闘現場でない場所」ならOK
- ③「PKO法」の抜本的改正
 - ・要件：国連が統括しない人道復興支援活動・安全確保活動等。停戦後の平和協力活動
 - ・活動：停戦監視・巡回・治安維持活動など。任務遂行のために武器を使用
→民間人に銃口を向けることに！？

(3) グレーゾーン事態から「戦時」へ

◆平時から有事まで「切れ目なく」軍事対応

- ・グレーゾーンは、「有事」と「平時」との間のこと
- ・政府は、尖閣諸島問題・米軍の部隊を守る・邦人救出などの事態を想定している
- ・しかし、これらは警察力や外交で解決すべきもの
→ 軍事的対応をすれば、日本の「先制攻撃」で戦端を開くことになる

◆「有事」と「平時」を混同してはならない

- ・有事（＝戦争）
→ 軍事対応、すなわち「敵は殺してよい」が基本となる
- ・平時（＝重大犯罪・災害・大規模テロなど）
→ 警察対応、どのような凶悪犯であっても逮捕・裁判・処罰が基本となる

◆グレーゾーンでの軍事対応で取り返しのつかない事態に

「9・11」に際して、アメリカのブッシュ政権は「テロとの戦争」を仕掛けた。すでに14年が経過しているが、問題は解決するどころか、ますます泥沼に入り、米社会全体がテロと隣り合わせての状態が続いている。

- 安倍首相は、法案閣議決定後の記者会見で、米国の戦争に巻き込まれることは「絶対にない」、自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争のような戦闘に参加することは「決してない」と力説しました。しかし、これらに何の根拠もないことは、法案の中身を見れば明らかです。「平和」「安全」という言葉とは裏腹に、今回の法案は、アメリカの戦争に地球上のどこでも「切れ目なく」参加し、日本を再び「殺し殺される」国にする「戦争法制」そのものです。

軍事力で「平和」はつくれません。

戦争法制によって、日本の「軍事的プレゼンス」は拡大し、世界の国々から畏怖されることになります。しかし、それで「平和」がつかれるのでしょうか？軍事的プレゼンスの拡大は、同時に、他国が日本を「敵」と見なすことを意味します。戦後70年間、日本が1度も戦争せず、戦闘によって他国の国民を1人も殺さず、また殺されなかったのは、「憲法9条をもつ国」「戦争を放棄した国」として、世界の国民から信頼されてきたからです。日本が再び「戦争する国」となることを宣言すれば、その信頼は失われます。

今、世界で問題となっているISなどのテロ組織の非人道的行為は、絶対に許せないものです。しかし、そうしたテロ組織はアメリカによるイラク戦争・占領への怒りや憎しみを背景に生まれたものです。テロに対して、空爆などの軍事作戦を行うことは、解決にはつながらず、反対に問題を泥沼化させ、さらに強力なテロ組織を生むだけです。

軍事力で平和は生み出せません。憲法9条を高く掲げ、紛争を外交によって解決するために尽力することこそ、日本が国際平和に貢献する道であり、最も現実的な「安全保障」ではないのでしょうか。

教育こそ一番強い武器～マララさんの国連演説

何千もの人がテロリストに殺され、何百万人もが負傷させられた。私もその1人だ。その声なき人々のためにも訴えたい。テロリストは私と友人を銃弾で黙らせようとしたが、私たちは止められない。私の志や希望、夢はなにも変わらない。私は誰にも敵対はしない。私は誰も憎んでいない。タリバーンやすべての過激派の息子たちや娘たちに教育を受けさせたい。本とペンを手に取ろう。それが一番強い武器。1人の子ども、1人の先生、1冊の本、1本のペンで世界を変えられる。教育こそがただ一つの解決策だ。

★2014年 最年少の17歳でノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイさんが、2013年7月に国連でおこなった演説より

心のなかに平和の砦を

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

政府の政治的及び経済的取り決めのみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。

よって、平和が失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない。

★ユネスコ憲章前文より

ひとり一人が声をあげ

「戦争法案ノー」の国民的世論を構築しよう！

ひろがる共同！元防衛官僚も反対を発信

日本は戦後70年、軍事的に抑制的な姿勢を保ってきた。それは「戦後レジーム」なのかも知れないが、結果として70年間戦争を避けてこられたのも事実だ。今回の法整備によって、日本はそうした利点を失いかねない。安全保障は独りよがりになるとかえって危険だ。（柳澤協二氏・元内閣官房副長官補）

★5月15日 毎日新聞より

署名を あつめよう

発行：府高教

大阪府立高等学校教職員組合

大阪市天王寺区東高津町7-11-707

Tel (06) 6768-2106/FAX (06) 6768-1675

Eメール osakafko@jn3.so-net.ne.jp